

○蕨市プール設置及び管理条例

昭和52年3月31日条例第1号

改正

昭和53年3月30日条例第9号

昭和54年6月1日条例第21号

平成7年12月22日条例第37号

平成10年3月27日条例第9号

平成17年10月1日条例第30号

平成18年3月24日条例第8号

平成21年12月16日条例第30号

蕨市プール設置及び管理条例

蕨市営プール設置及び管理条例（昭和41年蕨市条例第19号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、プールを設置する。

（名称及び位置）

第2条 プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
蕨市中央プール	蕨市中央2丁目18番29号
蕨市塚越プール	蕨市塚越5丁目9番3号

（管理）

第2条の2 プールは、蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（開場期間）

第3条 プールの開場期間は、毎年7月1日から9月30日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

（利用時間）

第4条 プールの利用時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（利用の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、プールへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
 - (2) 刀剣その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者
 - (3) たき火その他の危険な遊戯をする者
 - (4) 酒気をおびている者
 - (5) 付添人のない幼児
 - (6) 伝染性疾患があると認められる者
 - (7) 許可なく物品販売その他の営業行為をする者
 - (8) その他管理上支障があると認められる者
- (指定管理者による管理)

第6条 教育委員会は、プールの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、プールの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) プールの施設の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2 教育委員会は、プールの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、プールの開場期間を変更し、若しくは別に定め、又は利用時間を変更することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第7条 教育委員会は、指定管理者にプールの管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、プールの適正な運営を確保するため必要と認められるときその他教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 申請者の資格

- (6) 申請受付期間
- (7) 選定の基準
- (8) その他教育委員会が指定する事項

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 定款及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- (2) 管理を行う事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者に対してプールの平等な利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にプールの運営を行うことができること。
- (3) プールの設置の目的を達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

4 教育委員会は、第1項ただし書の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、前2項の規定にかかわらず、第2項各号の書類の提出を求め、前項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

5 教育委員会は、前2項の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(管理の基準等)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にプールの運営を行うこと。
- (2) プールの施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プールの管理の適正を期するため必要な事項
(指定の取消し等)

第9条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する教育委員会の指示に従わないとき。
- (2) 第7条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認められるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定により処分を受け、これによって損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第10条 指定管理者は、プールの施設の改修、増設その他の教育委員会が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第11条 教育委員会は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にプールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、利用料金について、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(利用料金の納付)

第12条 利用者は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第14条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責によらない理由により利用することができないとき。

(2) その他指定管理者が特別な理由があると認めるとき。

(入場制限)

第15条 市長は、必要があると認めたときは、入場者の数を制限することができる。

(損害賠償)

第16条 利用者は、建物又は附属設備を破損し、若しくは滅失したときは、教育委員会又は指定管理者の裁定する損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、減免することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年 3 月30日条例第 9 号)

この条例は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和54年 6 月 1 日条例第21号)

この条例は、昭和54年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年12月22日条例第37号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成10年 3 月27日条例第 9 号)

この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年10月 1 日条例第30号)

改正

平成18年 3 月24日条例第 8 号

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定、第 3 条から第 7 条

までを削り、第 8 条を第 3 条とする改正規定（第 4 条から第 7 条までに係る部分に限る）、第 9 条を第 5 条とし、同条の次に 8 条を加える改正規定（第 7 条に係る部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

2 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和39年蕨市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年 3 月24日条例第 8 号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月16日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

区分	利用料金の上 限額	備考
一般 1 人 1 回	250円	1 一般とは、高・中・小学生、幼児以外をいう。 2 幼児は無料とする。 3 幼児は、必ず保護者の付添を要する。
高校生 1 人 1 回	150円	
小・中学生 1 人 1 回	50円	